

〈確定申告についてのお願い〉

毎年、申告受け付けにあたりお待ちいただく時間が長時間となりご不便をおかけしています。少しでもお待ちいただく時間を短くするために、次の3つにご協力をお願いします。

収支内訳書の作成

事業所得、不動産所得のある方は収支内訳書への記入をお願いします。帳簿等で管理している方も収支内訳書へ転記ください。

早めの還付申告

還付申告される方はなるべく還付申告受付期間に、お越しください。

e-Taxの利用

確定申告書は国税庁ホームページでも作成でき、e-Taxを利用して送信することもできます。スマホでも簡単にできるようになりました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

ご注意ください

事業収入等のある方は、収支内訳書を事前に記入してお持ちください。記入のできていない方は、**会場にて記入後、申告していただくこととなります。**用紙の必要な方は、税務収納課・各支所に用意してありますのでご利用ください。

■ 受付期間

還付のみの申告受付

2/3 (月) ~ 2/14 (金)

すべての申告・相談受付

2/17 (月) ~ 3/16 (月)

■ 受付時間

9:00~11:00、13:00~16:30 (土・日・祝を除く)

■ 受付場所

市役所本庁3階 第4会議室

■ 各支所での受け付けは…

- ▶ 還付申告と給与・年金・雑所得・一時所得の申告、および所得のない方の住民税申告を受け付けます。
- ▶ 上記以外の所得がある方・住宅借入金等特別控除を受ける方で、自動車等の運転ができず、本庁への来庁が困難な方(おおむね75歳以上の高齢の方、障害のある方など)は下記の日程にて支所で受け付けを行います。
- ▶ 夜須支所 2月26日(水)、2月27日(木)の午前
- ▶ 吉川支所 2月28日(金)の午後
- ▶ 香我美支所 3月3日(火)
- ▶ 赤岡支所 3月5日(木)

南国税務署からのお知らせ

確定申告会場の開設期間

2/17(月) ~ 3/16(月) (土・日・祝を除く)

8:30~16:00 混雑状況によって16時前でも終了する場合があります

■ 電話で申告相談 ☎088-863-3215

1/17(金)~3/16(月)の8:30~17:00
※土、日、祝は2/24(月・祝)と3/1(日)のみ

■ 申告に必要なものは…

- ▶ 認印(市県民税の申告の場合)
- ▶ 利用者識別番号(お持ちの場合)
- ▶ 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード+免許証等
- ▶ 被扶養者・専従者のマイナンバーがわかるもの
- ▶ 代理人が申告する場合は委任状(代理人が家族の場合は不要)
- ▶ 収入が証明できるもの
給与・年金の源泉徴収票、報酬等の支払調書、個人年金・満期保険金等の支払証明書等、事業収入(営業・漁業・農業)・不動産収入の収支内訳書
- ▶ 控除が証明できるもの
生命保険、地震保険の控除証明書、寄付金の受領書等
※国保税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付確認書は、郵送でお送りできますので各課へお問い合わせください
- ▶ 配偶者(特別)控除…配偶者の所得が分かる資料
- ▶ 障害者控除…障害者手帳
- ▶ 医療費控除…医療費の明細書(事前に治療を受けた人ごとに、病院・薬局別に領収書を整理、計算して記入したもの)または医療費通知



確定申告の時期が来ましたよ!

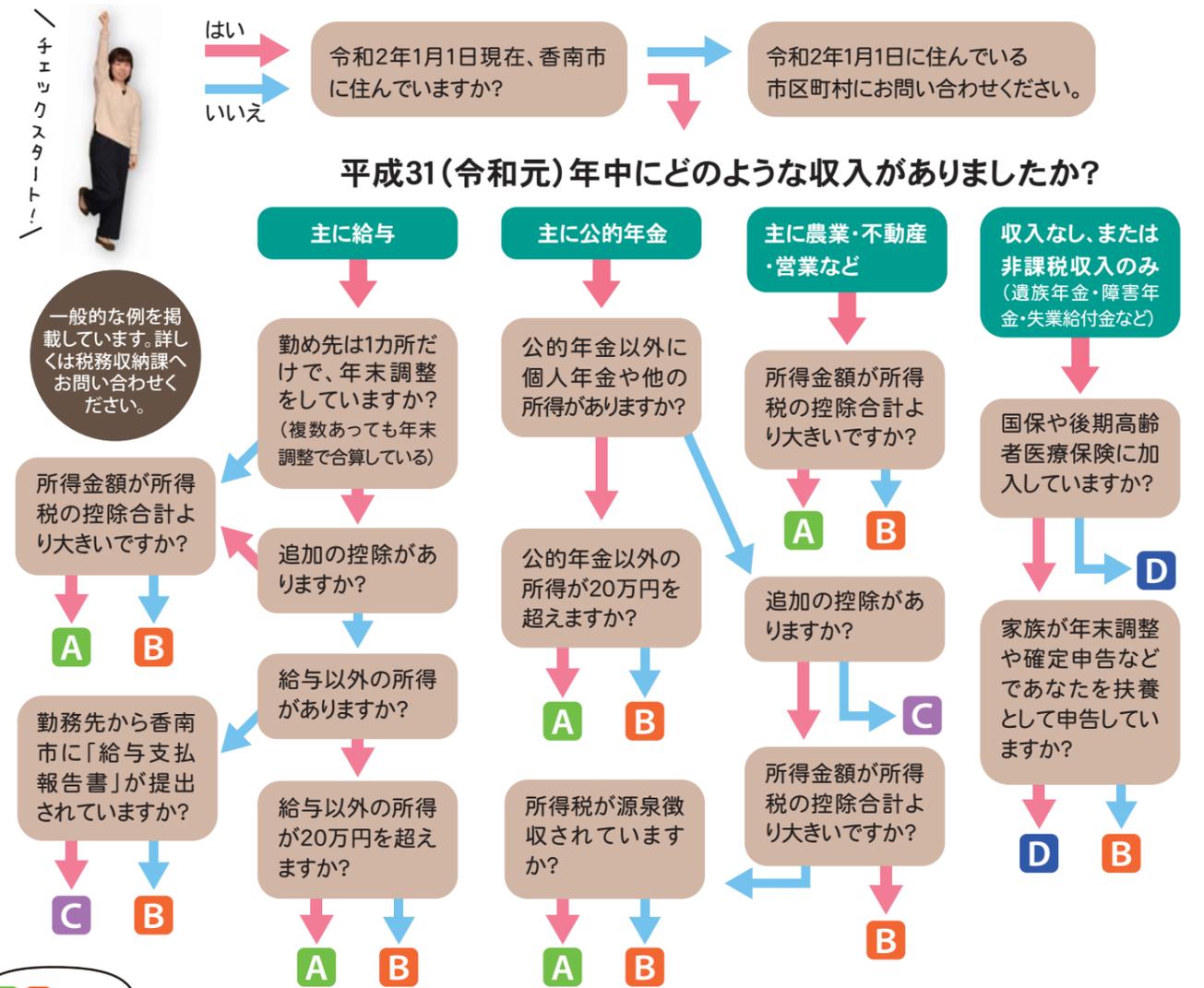


市役所でも申告の受け付けを行います

左ページの日程で、市・県民税(住民税)申告の受け付けを実施します。確定申告が必要な場合は税務署での受け付けとなりますが、申告期間中に限り市役所でも市職員による申告・相談を受け付けています。

まずはかんたんチェック!

あなたは申告が必要ですか?



A B の方は次のページへ!



- A** 所得税の確定申告が必要です。(市・県民税の申告も兼ねます)
- B** 市・県民税の申告が必要です。
- C** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。
- D** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。
※市・県営住宅、子どもの保育園・幼稚園、ひとり親医療、障害者医療等サービスを利用する場合や所得証明書等が必要な場合は「収入0」の申告が必要です